

# 社団法人家畜改良事業団 定 款

昭和46年 8月23日 施 行

平成23年 9月 1日 一部変更

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人家畜改良事業団（以下「事業団」という。）という。

(目 的)

第2条 事業団は、優良種畜の効率的な作出利用による家畜の改良の促進を図るとともに、併せて家畜の個体識別の推進を図り、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計画交配による候補種雄畜の作出及び後代検定による優良種雄畜の選抜
- (2) 人工授精用精液及び受精卵の生産、購入及び配布
- (3) 家畜の改良及び繁殖に必要な動物用医薬品の購入及び配布
- (4) 家畜の能力検定成績のとりまとめ
- (5) 家畜の血液型検査及び遺伝子型検査並びに畜産物の遺伝子型検査
- (6) 家畜の改良に関する調査研究及び普及
- (7) 家畜個体識別システムの管理運営（独立行政法人家畜改良センターが行う業務を除く。）
- (8) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

(事 務 所)

第4条 事業団は、事務所を東京都江東区冬木11番17号に置く。

## 第2章 会員及び入会預り金等

(会員の資格及び種類)

第5条 事業団を構成する会員の資格を有する者は、都道府県及び独立行政法人農畜産業振興機構その他畜産に関係する法人とする。

2 会員の種類は、入会預り金を預けた会員（以下「入会預り金会員」という。）及び会費

を負担する会員（以下「会費会員」という。）とする。

3 都道府県は入会預り金会員とし、独立行政法人農畜産業振興機構その他畜産に係る法人は入会預り金会員又は会費会員とする。

（入会預り金及び会費）

第6条 入会預り金会員は、入会に当たり5口以上の入会預り金を預けなければならない。

2 入会預り金1口の金額は、10万円とし、全額を一時に預けるものとする。

3 事業団は、入会預り金会員が脱退し、払戻しの請求があったときは、入会預り金を返還するものとする。

4 会費会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

5 会員は、入会預り金又は会費の払込について、相殺をもって事業団に対抗することができない。

6 既納の会費は、脱退の場合においても、これを返還しない。

第7条 削除

（入 会）

第8条 事業団の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者に通知し、入会預り金又は会費の払込みがあったときに、会員名簿に登載するものとする。

（届 出）

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったとき

(2) 会員たる資格を失ったとき

2 会員は、あらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者を事業団に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（脱 退）

第10条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、事業団を脱退する。

(1) 会員から脱退の申し出があったとき

(2) 会員たる資格を喪失したとき

- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 解散したとき
- (5) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (6) 除名されたとき

2 前項第1号の申出は、理事長が理事会の議決を経て別に定める脱退届出書を理事長に提出していなければならない。

(除 名)

第11条 事業団は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、事業団は、その総会の開催の日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 事業団の業務を妨げ、又は事業団の名誉をき損する行為をしたとき
- (2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき

2 理事長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会預り金の取扱い)

第12条 事業団は、入会預り金会員が事業団に対して支払うべき債務があるときは、第6条第3項又は第14条第2項の規定による返還すべき額と相殺することができる。

2 入会預り金の受入れに関する手続き及び管理等の取扱いについては、この定款で別に定めるもののほか、理事会で定める。

第13条 削除

(入会預り金口数の減少)

第14条 入会預り金会員は、正当な理由があるときは、理事会の承認を得て、その入会預り金口数を減少することができる。ただし、その会員が事業団に入会してから1年を経過していないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、当該入会預り金会員から払戻しの請求があったときは、口数の減少による入会預り金相当額を返還するものとする。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第15条 事業団に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事及び監事は、総会において会員の代表としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から選任することができる。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから、理事長1人、副理事長2人及び専務理事1人を互選する。

5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）、特定企業の関係者又は農林水産省の出身者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6 理事のうち、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第16条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、業務を行う。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の規定にかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第18条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第19条 事業団は、役員が事業団の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、事業団は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第20条 役員は、無給とする。ただし、総会において必要と認めるときは有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第21条 事業団に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱し、参与は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。

3 顧問は、事業団運営上の重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

4 参与は、理事長の命により事業団の業務の一部を行う。

## 第4章 総 会

(総会の種別等)

第22条 事業団の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 会員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(3) 第16条第5項第4号の規定により監事が招集したとき

(総会の招集)

第23条 総会の招集は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、理事長は請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知していなければならない。

(総会の議決方法等)

第24条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において1個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

4 総会の議事は、第26条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決する。

(総会の権能)

第25条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、事業団の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第26条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 長期借入金の借入
- (6) 事業計画及び収支予算の決定
- (7) 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、収支計算書及び監査報告書の承認

(書面又は代理人による表決)

第27条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに事業団に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を事業団に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を附記すること。）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成等)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。
- 3 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 理事は、理事会において、各1個の表決権を有する。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 6 理事会の議事は、第26条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 7 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第30条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 業務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第31条 第22条第4項第2号、第23条第3項、第24条第3項、第27条及び第28条の規定は、理事会において準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 事務局等

(事務局及び職員)

第32条 事業団の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第33条 事業団は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳



簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 会員の異動に関する書類
- (7) 役員の略歴書並びに職員等の名簿及び略歴書
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の第1号から第5号まで及び第42条第1項に規定する書類については、原則として、一般の閲覧に供するものとする。

(業務方法書)

第34条 この定款に定めるもののほか、事業団の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、業務方法書で定める。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を規定する。

- (1) 計画交配による候補種雄畜の作出及び後代検定による優良種雄畜の選抜に関する事
- (2) 人工授精用精液及び受精卵の生産、購入及び配布に関する事
- (3) 家畜の改良及び繁殖に必要な動物用医薬品の購入及び配布に関する事
- (4) 家畜の能力検定に係る検定記録の集計処理に関する事
- (5) 家畜の血液型検査及び遺伝子型検査並びに畜産物の遺伝子型検査の実施に関する事
- (6) 家畜の改良に関する調査研究及び普及宣伝に関する事
- (7) 家畜個体識別システムの管理運営に関する事（独立行政法人家畜改良センターが行う業務を除く。）
- (8) その他業務の運営に関する事

(業務の執行)

第35条 事業団の業務の執行の方法については、業務方法書に定めるもののほか、理事会で定める。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 事業団の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第38条 事業団の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費支弁の方法等)

第39条 事業団の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- 2 事業団が行う事業のうち、理事会において定める事業の経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第40条 事業団は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 事業団は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 事業団の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出をすることができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(監 査 等)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報 告)

第43条 理事長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の貸借対照表及び財産目録
- (3) 前年度の正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、収支計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第44条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解 散)

第45条 事業団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第148条に規定する事由により、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第46条 事業団が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、事業団の目的と類似の公益目的を有する他の法人に寄附するものとする。

(細 則)

第47条 この定款に定めるもののほか、事業団の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、事業団の設立の日から施行する。
- 2 事業団設立当初の役員は、第15条第2項の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず第1回通常総会終了の日までとする。(役員省略)
- 3 設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立の日から昭和47年3月31日までとする。

#### 附 則

この定款は、昭和50年10月2日から施行する。

#### 附 則

この定款は、昭和52年8月30日から施行する。

#### 附 則

この定款の改正は、農林大臣の認可の日(昭和52年11月16日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

#### 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

#### 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成8年1月31日)から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日から施行し、平成9年6月25日から適用する。

#### 附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年9月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成14年12月27日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成16年8月23日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成18年8月17日）から施行する。

（会員1人1表決権）

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成19年8月28日）から施行する。

（公益法人会計基準の改正に伴い、財務諸表の体系に加え、キャッシュ・フロー計算書の作成）

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成21年12月4日）から施行する。

（事務所所在地の変更、法律改正に伴い第45条、第46条第2項の変更）

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成23年9月1日）から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款第6条の規定により出資されている出資金は、変更後の定款第6条の規定による入会預り金とみなす。
- 3 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款第8条第1項の規定による理事会の承認を得ている会員は、変更後の定款第8条第1項の規定による理事会の承認を得た会員とみなす。

（変更要旨）

1. 「出資会員」、「非出資会員」をそれぞれ、「入会預り金会員」、「会費会員」に、「出資金」を「入会預り金」に変更（第5条から第8条まで、第10条、第12条から第14条）
2. 資産の構成に関する規定から出資金及び基本財産を削る。（第37条）
3. 解散の場合の残余財産の処分に関する規定から出資の払戻しを削る。（第46条）